

四日市市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市職員服務規程の一部を改正する規程

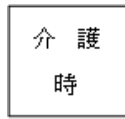
四日市市職員服務規程（昭和 6 2 年四日市市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第 7 条 職員は、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市条例第 5 号）第 9 条から第 1 2 条の 2 までに規定する年次休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇又は介護時間</u>の承認を受けようとするときは、別に定める場合を除き、休暇届（第 6 号様式）により承認を受けなければならない。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第 7 条 職員は、四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市条例第 5 号）第 9 条から第 1 2 条までに規定する年次休暇、病気休暇、特別休暇<u>又は介護休暇</u>の承認を受けようとするときは、別に定める場合を除き、休暇届（第 6 号様式）により承認を受けなければならない。</p>
<p>(出勤簿)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 各所属の長は、出勤時間に達したときは、直ちに職員の出勤と出勤簿を照合するとともに、前 2 条に規定する各届出があった場合は、速やかに次の各号により出勤簿を整理しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(出勤簿)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 各所属の長は、出勤時間に達したときは、直ちに職員の出勤と出勤簿を照合するとともに、前 2 条に規定する各届出があった場合は、速やかに次の各号により出勤簿を整理しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

(4) 介護休暇の場合は



(5) 介護時間の場合は



(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

3 (略)

4 所属長は、出勤簿整理後前2条に規定する各届出用紙を保存するものとする。ただし、次の各号に係る届については、出勤簿整理後速やかに総務部人事課長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 介護時間

(7) (略)

(8) (略)

5 (略)

(4) 介護休暇の場合は、



(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

3 (略)

4 所属長は、出勤簿整理後前2条に規定する各届出用紙を保存するものとする。ただし、次の各号に係る届については、出勤簿整理後速やかに総務部人事課長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)